

(証券コード 9307)  
平成30年6月6日

株 主 各 位

大阪市港区福崎1丁目1番57号  
**株式会社 杉 村 倉 庫**  
取締役社長 柴 山 恒 晴

### 第155回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第155回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
  2. 場 所 大阪市港区福崎1丁目1番57号 当社本店会議室  
(末尾の株主総会会場のご案内図をご参照ください。)
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第155期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び  
監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第155期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件
- 決議事項  
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件  
第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知の事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sugimura-wh.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

◎本年より、株主の皆様へ平等に利益を還元することを重視し、株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

(添付書類)

# 事業報告

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用情勢の改善を背景に景気は緩やかな回復基調にあるものの、株価や為替の不安定な動向により、先行きは依然として不透明な状況となっております。

倉庫物流業界においては、消費関連貨物や生産関連貨物の荷動きが底堅さを示す反面、慢性的な人手不足の影響が拡大しております。また、依然として荷主の合理化要請も継続しており、引き続き厳しい事業環境が続いております。

このような情勢のもと、当社グループは高品質の物流サービスの提供による顧客満足度の向上と、業務のより一層の効率化を目指してまいりました。

当連結会計年度における当社グループの営業収益は、100億6千7百万円となり、前連結会計年度に比べ1億2千2百万円(1.2%)の減収となりました。営業原価は82億3千7百万円となり、前連結会計年度に比べ6千8百万円(0.8%)減少し、販売費及び一般管理費は7億8千3百万円となって、前連結会計年度に比べ2百万円(0.3%)増加しました。この結果、営業利益は10億4千6百万円となり、前連結会計年度に比べ5千6百万円(5.1%)の減益となりました。営業外収益で持分法による投資利益が減少したことなどにより、経常利益は9億7千4百万円となり、前連結会計年度に比べ7千5百万円(7.1%)の減益となりました。

特別利益に投資有価証券売却益6億3千5百万円、関係会社株式売却益3千万円、固定資産売却益9千5百万円を計上し、大阪港営業所において倉庫の一部の取壊しを決定したことによる減損損失を特別損失に3億7千万円計上しました。法人税等2億4千4百万円を差し引くと、親会社株主に帰属する当期純利益は11億2千1百万円となり、前連結会計年度に比べ3億3千6百万円(42.9%)の増益となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりであります。

#### ①物流事業

当連結会計年度は、前連結会計年度より稼働している機械部品、消耗品等の新規配送拠点の取扱や新規顧客が業績に寄与しましたが、電気製品、食料品等の取扱が減少しました。一部の地域で貨物の配送エリアが拡大されたものの、移転作業関連は前連結会計年度の大口受注の反動減となり、また、物流加工作業も減少しました。この結果、外部顧客に対する営業収益は84億7千4百万円となり、前連結会計年度に比べ1億4千3百万円（1.7%）の減収となりました。費用面で燃料油脂費や租税公課等が増加しましたので、セグメント利益は4億1千万円となり、前連結会計年度に比べ6千9百万円（14.5%）の減益となりました。

#### ②不動産事業

一部の既存顧客の賃貸エリアが増床となり、またパーキング収入が増収となりましたが、賃貸料値下げなどの影響により、外部顧客に対する営業収益は12億8千2百万円となり、ほぼ前連結会計年度並みとなりました。費用面は減価償却費等が減少したものの修繕費等が増加しましたので、セグメント利益は10億5千3百万円となって、ほぼ前連結会計年度並みとなりました。

#### ③その他の事業

ゴルフ練習場の入場者数が増加し、営業収益が2億2千3百万円となり、費用面では人件費や動力光熱費などが減少しましたので、前連結会計年度に比べ増収増益となりました。

売電事業は、前連結会計年度5月稼働の1基増設分が通期に寄与したため、営業収益が8千4百万円となり、前連結会計年度に比べ増収増益となりました。

以上により、その他の事業の営業収益は3億9百万円となり、前連結会計年度に比べ1千9百万円（6.8%）の増収となりました。セグメント利益は9千3百万円となり、前連結会計年度に比べ2千1百万円（30.2%）の増益となりました。

#### 事業セグメント別営業収益

区 分	営 業 収 益
物 流 事 業	8,474 百万円
不 動 産 事 業	1,282
そ の 他 の 事 業	309
合 計	10,067

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました倉庫設備の維持、改修、車輛の購入等により、企業集団の設備投資等の総額は、4億1千万円となりました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は資金調達を行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く環境は、国内での製造業の縮小や人口の減少、また大型物流施設の相次ぐ開設などにより需要・供給両面に、また取扱貨物や物流形態にまで大きな変化が予想されます。このような認識のもと当社グループは不動産事業の安定的収益基盤を維持しながら物流事業の基盤拡大と収益力強化に取り組み、持続的な成長を実現するため以下の課題に対処します。

- ①物流拠点の整備・構築、新情報システムの構築
- ②サービス体制の充実
- ③顧客基盤・取扱貨物の拡大
- ④不動産事業の安定収益の維持
- ⑤経営基盤強化

当社の経営理念である「常にお客様ニーズを先取りし期待に応える」、「物流業務を通じて社会に貢献する」、「株主、従業員に豊さを還元する」に則り、お客様に安心安全で高品質な物流サービスを提供することで、社会から本当に必要とされる物流企業を目指します。

株主の皆様には、何卒一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第152期 平成26年4月から 平成27年3月まで	第153期 平成27年4月から 平成28年3月まで	第154期 平成28年4月から 平成29年3月まで	第155期 平成29年4月から 平成30年3月まで
営業収益(百万円)	9,949	10,264	10,190	10,067
経常利益(百万円)	1,008	1,202	1,049	974
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	411	702	784	1,121
1株当たり当期純利益(円)	25.99	44.27	49.39	69.98
総資産(百万円)	19,967	20,502	24,904	24,942
純資産(百万円)	9,802	10,338	10,835	11,853
1株当たり純資産額(円)	617.80	650.24	679.58	731.14

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況（平成30年3月31日現在）

## ① 親会社との関係

当社の親会社は野村ホールディングス株式会社で、当該会社は当社株式715,000株を保有する大株主です。また、当該会社の子会社である野村土地建物株式会社は当社株式を7,542,229株保有しており、この間接保有分を合計すると当該会社の当社に対する持株比率は51.1%となります。野村ホールディングス株式会社は金融業を営んでおり、野村土地建物株式会社は不動産賃貸業を営んでおります。当社と両社の事業活動とは特に関連性はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
杉村運輸株式会社	20 百万円	100 %	一般貨物自動車運送事業
杉村興産株式会社	40	100	ゴルフ練習場
杉村物流サービス株式会社	10	100	梱包業、荷役荷捌業

(注) 当社の連結子会社は上記の3社であります。

## (7) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

区 分	主要な事業内容
物流事業	貨物保管、荷役荷捌、貨物自動車運送及びこれに付随する業務
不動産事業	土地、家屋、駐車場等の賃貸業務
その他の事業	ゴルフ練習場、売電事業

## (8) 主要な事業所（平成30年3月31日現在）

## ① 当 社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 店	大 阪 市 港 区	板 橋 営 業 所	東 京 都 板 橋 区
大 阪 港 営 業 所	大 阪 市 港 区	足 立 営 業 所	東 京 都 足 立 区
城 東 営 業 所	大 阪 市 鶴 見 区	厚 木 営 業 所	神 奈 川 県 厚 木 市
神 戸 摩 耶 営 業 所	神 戸 市 灘 区	戸 田 営 業 所	埼 玉 県 戸 田 市
神戸ポートアイランド営業所	神戸市中央区		

## ② 子会社

会 社 名	名 称	所 在 地
杉 村 運 輸 株 式 会 社	本 店 ・ 本 社 営 業 所	大 阪 市 港 区
	福 崎 ロ ジ セ ン タ ー	大 阪 市 港 区
	神 戸 営 業 所	神 戸 市 灘 区
	関 東 支 店 ・ 厚 木 営 業 所	神 奈 川 県 厚 木 市
	江 東 営 業 所	東 京 都 江 東 区
	足 立 営 業 所	東 京 都 足 立 区
	戸 田 営 業 所	埼 玉 県 戸 田 市
	群 馬 営 業 所	群 馬 県 邑 楽 郡
杉 村 興 産 株 式 会 社	本 店	大 阪 市 港 区
杉 村 物 流 サ ー ビ ス 株 式 会 社	本 店	大 阪 市 港 区

## (9) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減数
342 名	5 名増

(注) 使用人数は就業人員数であります。

## (10) 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	3,113 百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	3,066
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	688

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で、株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 29,835,000株  
 (2) 発行済株式の総数 16,236,310株  
 (3) 株主数 6,329名  
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
野村土地建物株式会社	7,542 千株	46.6 %
株式会社りそな銀行	754	4.7
野村ホールディングス株式会社	715	4.4
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	209	1.3
三和建設株式会社	179	1.1
株式会社山口銀行	176	1.1
杉村倉庫従業員持株会	168	1.0
株式会社住友倉庫	163	1.0
高木証券株式会社	156	1.0
株式会社上組	150	0.9

(注) 持株比率は、自己株式66,685株を除いて算出しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員、子会社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	2016年度ストック・オプション
新株予約権の数	117個
保有人数	
当社取締役(社外取締役及び監査等委員を除く)	5名 75個
当社の子会社の取締役	4名 42個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 117,000株
新株予約権の発行価額	1個当たり231,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成31年7月16日から平成36年7月15日まで

名 称	2016年度ストック・オプション
新株予約権の主な行使条件	<p>①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、取締役の在職中及び退任後も行使可能とする。ただし、当社取締役会が、正当な理由により行使不可と決議した場合はこの限りでない。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合、当社取締役会の承認を得たうえで、法定相続人がこれを行使用することができる。</p> <p>③その他条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権に関する契約に定めるところによる。</p>

- (2) 当事業年度中に当社役員、子会社役員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	柴 山 恒 晴	
代表取締役専務取締役	竹 谷 仁 彦	営業部門担当、 杉村運輸株式会社取締役、 杉村物流サービス株式会社取締役
常務取締役	佐 伯 祐 三	管理部門担当、総務部長、経営企画部長、 杉村興産株式会社取締役
取締役	安 西 史 朗	管理部門副担当、経理部長、 杉村興産株式会社代表取締役社長
取締役	野 瀬 光 彦	杉村運輸株式会社代表取締役社長
取締役	西 宏 和	営業部門副担当、大阪営業部長、業務部長、 杉村物流サービス株式会社代表取締役社長
取締役	宮 川 壽 夫	大阪市立大学大学院経営学研究科教授
取締役(常勤監査等委員)	稲 井 博 文	
取締役(常勤監査等委員)	澤 田 司	
取締役(監査等委員)	吉 井 宏	株式会社鴻池組営業顧問（非常勤）

- (注) ①平成29年6月29日開催の第154回定時株主総会において、新たに吉井宏氏が取締役（監査等委員）に選任され、就任いたしました。
- ②平成29年6月29日開催の第154回定時株主総会終結の時をもって、西東久氏は取締役（監査等委員）を辞任いたしました。
- ③取締役宮川壽夫氏は社外取締役であり、当社は宮川壽夫氏を東京証券取引所に対して、独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
- ④取締役（監査等委員）澤田司氏、吉井宏氏は社外取締役であり、当社は吉井宏氏を東京証券取引所に対して、独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
- ⑤監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに会計監査人及び内部監査室等との十分な連携と監査等委員会の環境整備のため、稲井博文氏、澤田司氏を常勤の監査等委員として選定しております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各取締役（監査等委員）は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

### (3) 取締役の報酬等の総額

	人 数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	7名	112百万円
（うち社外取締役）	(1名)	(3百万円)
取締役（監査等委員）	4名	26百万円
（うち社外取締役）	(3名)	(12百万円)
合 計	11名	138百万円

- (注) ①平成28年6月29日開催の第153回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額を年額1億8,000万円以内、取締役（監査等委員）の報酬等の額を年額4,800万円以内と決議いただいております。
- ②報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含めておりません。
- ③上記の人数には、平成29年6月29日開催の第154回定時株主総会をもって退任した取締役（監査等委員）1名を含んでおります。
- ④上記には役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した22百万円及び平成29年7月20日に付与されました譲渡制限付株式に係る株式報酬費用2百万円を含んでおります。
- ⑤上記のほか、平成29年6月29日開催の第154回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役（監査等委員）1名（うち社外役員1名）に対し1百万円を支給しております。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ①取締役 宮川 壽夫

##### ア. 重要な兼職先と当社との関係

大阪市立大学大学院経営学研究科教授を兼任しております。同氏は当社の親会社である野村ホールディングス株式会社の出身ですが、退社後5年以上を経過しており、これにより当社が当社の経営の意思決定に対する影響を及ぼすことは特にありません。

##### イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に11回開催した取締役会全てに出席し、主に大学院教授としての専門的な識見に基づき、適宜発言を行っております。

#### ②取締役（監査等委員） 澤田 司

##### ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社との間に記載すべき関係はありません。

##### イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に11回開催した取締役会、11回開催した監査等委員会の全てに出席し、主に金融機関勤務経験に基づく専門的見地から適宜適切な発言を行っております。

③取締役（監査等委員） 吉井 宏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社との間に記載すべき関係はありません。同氏は当社の取引銀行のひとつである株式会社りそな銀行出身ですが、当社の借入金残高に占める割合は、特に突出しておりません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役就任後、当事業年度中に9回開催した取締役会に9回、8回開催した監査等委員会に8回出席し、主に会社役員として豊富な経験と識見に基づき適宜発言を行っております。

(5) 取締役の報酬等の決定に関する方針

当社では、取締役の報酬は株主総会の決議により、取締役全員の報酬総額の最高限度額を決定しております。そして、社外取締役及び監査等委員を除いた取締役の報酬は、役位に応じてあらかじめ定められた固定額に加え、業績に連動した現金・株式報酬を組み入れることとしており、指名報酬委員会での助言・提言をもとに取締役会で決定されます。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当社が支払うべき報酬等の額                   | 25百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬について、必要な資料を入手し審議した結果、次の理由により同意いたしました。

- 1) 当社におけるこれまでの会計監査人の監査実績は相当である。
- 2) 会計監査人の監査計画が当社及び子会社の規模・業務を十分に考慮したものである。
- 3) 内部統制評価及びリスク検証において不合理な点がない。
- 4) 日本公認会計士協会の報酬資料及び同業他社の報酬との比較において妥当である。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社にとって重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。

また監査等委員会は、その他会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認める場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会で決議した当社の業務の適正を確保するための体制の整備につきましては次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役・使用人の職務執行は法令、定款及び社内規程の定めによるとともに、法令遵守、公正な業務運営の確保が基本である旨の社風作りを目指す。社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、その下に地区・子会社による分科会を設置、コンプライアンス経営の徹底・啓発を図り、倫理教育・内部報告体制をとる。

「杉村グループ倫理規程」に「市民社会の秩序に脅威を与える団体や個人に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断する。」と定め、反社会的勢力に対しては、弁護士、警察等とも連携し組織的に対応する。

「内部通報処理に関する規程」において、使用人等からの組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談または通報を受ける窓口（通報窓口）の設置を定め、不正行為等の早期発見と是正を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は議事録・稟議書・契約書等の文書により保存するものとし、その保存期間及び管理体制については文書簿表保存規程による。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理は「杉村グループリスク管理規程」及び関連社内諸規程の定めによる。

定期的にはリスクマネジメント委員会を開催し、事業の継続及び安定的発展を阻害すると想定される様々なリスクを分析し、またその対策を検討し、社内でも共有することにより、そのリスクの回避または低減を図る。また内部監査室が定期的にリスク対策等の状況を検証し、その結果を社長及び監査等委員会に報告する。

重大な損失またはその恐れが発生した場合は、社長はリスク管理責任者を指名してリスク対策室を設置し、当社の損失を早期にかつ最小限に止める措置を講じる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

経営に係わる重要事項については社内規程に従い、経営会議の審議を経て取締役会において社外取締役も交え協議の上、執行決定を行う。

取締役会等での決定に基づく業務執行は、社長の下、業務担当取締役、各部室長が遂行し、それぞれの組織権限や実行責任者、業務手続きは社内規程による。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

杉村グループ全社を対象とした「杉村グループ倫理規程」、「コンプライアンス委員会規程」、「内部通報処理に関する規程」及び「杉村グループリスク管理規程」を設け、適切に運用するとともに次の体制を維持することにより、子会社を含む企業集団として業務の適正を確保する。

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制

月2回開催する経営会議において、各子会社の社長は営業報告並びに重要な取締役会決議事項の執行状況の報告を行う。

年2回開催する杉村グループ取締役（社外取締役を除く。）及び管理職による合同管理職会議において、事業結果の検証とグループ目標の明確な付与を行うとともに、グループの連帯感の維持向上を図る。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の損失の危険の管理は「杉村グループリスク管理規程」及び子会社の諸規程の定めによる。経営会議及びリスクマネジメント委員会で、子会社から事業の継続及び安定的発展を阻害すると想定されるリスクの報告を求め、そのリスク発生が当社に及ぼす損失を分析・検討し、社長はリスクの回避または低減に必要な措置を子会社の社長に指示する。

また内部監査室が子会社の内部監査室等と連携し、定期的に子会社のリスク対策等の状況を検証し、その結果を社長、監査等委員会及び子会社の社長に報告する。

子会社に重大な損失またはその恐れが発生し、当社に重大な影響を及ぼすと判断した場合は、社長は当社からリスク管理責任者を指名してリスク対策室を設置し、子会社及び当社の損失を早期かつ最小限に止める措置を講じる。

ハ. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

子会社の社長及び取締役が経営会議に出席し、子会社の経営計画に関する事項、財務に関する事項、稟議に関する事項及びその他業務執行上で重要と認められる事項の報告を行い、社長は必要があると認める場合は子会社の社長に指示・助言を行う。

ニ. 子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「杉村グループ倫理規程」を共有して、子会社の法令遵守及び公正な業務運営の確保を図るとともに、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。当社社長を委員長とするコンプライアンス委員会に子会社の取締役・使用人の出席を求め、子会社のコンプライアンス経営並びに倫理教育・内部報告体制を確認する。また子会社のコンプライアンス分科会を通して、子会社の使用人へのコンプライアンス意識向上の体制を確認する。

- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性に関する事項、並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に対する事項

社長は監査等委員会より監査等委員会の職務の補助をすべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求められた場合、取締役会で補助使用人の人数地位等について審議の上決定する。

監査等委員会の補助使用人は、監査等委員会の円滑な運営及び監査の有効化を図るため、監査等委員会の指示・命令に従い、他の業務から独立して監査等委員会の補助業務を行う。またその補助使用人は、監査等委員会が必要と認める社内会議及び研修会等に出席する。

監査等委員会の職務を補助する使用人の人事異動考課については、あらかじめ監査等委員会の同意を求める。また、賃金その他報酬についてもあらかじめ監査等委員会の同意を得た上で、取締役会で決定する。

- (7) 監査等委員会への報告に関する体制

次の体制を維持して、監査等委員会への報告に関する体制を確保する。

イ. 取締役（監査等委員を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役（監査等委員を除く。）及び使用人は、監査等委員が重要な会議に出席しなかった場合、求めに応じて付議された案件等について監査等委員会に報告する。また当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、内部監査室が実施した監査の結果も監査等委員会に報告する。その他、監査等委員会から職務遂行について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

「内部通報処理に関する規程」により設けられた通報窓口へ寄せられた情報を、窓口管理者は定期的に監査等委員会に報告する。内部調査等が行われた場合は、調査結果、是正措置及び再発防止策も随時、監査等委員会に報告する。

ロ. 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告するための体制

監査等委員は子会社の取締役会その他重要な会議に陪席することができる。

子会社の取締役及び使用人は、監査等委員が子会社の取締役会等重要な会議に陪席しなかった場合、求めに応じて付議された案件等について監査等委員に報告する。また当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、子会社の内部監査室等が実施した監査の結果も報告する。その他、監査等委員会から職務遂行について報

告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

「内部通報処理に関する規程」は杉村グループ全社を対象としている。そのため子会社の取締役及び使用人からの内部通報も当社通報窓口が受け取り、その情報は上記イと同様の扱いになる。

- (8) 内部通報等で報告をした者がその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

杉村グループの「内部通報処理に関する規程」に、通報者の保護を明記し、当社グループの取締役及び使用人に対して、内部通報をした者が当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを行わないことを周知徹底する。また、当社及び子会社は、通報者の職場環境が悪化することのないよう適切な措置をとる。

- (9) 監査等委員の職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、会社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い、支出した費用の償還、または負担した債務の債権者に対する弁済の請求があったときは、その請求に係る費用等が監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかにその費用、償還または弁済を処理する。

- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員が重要な会議、委員会に出席できる体制をとる。

議事録、稟議書、契約書等の文書は監査等委員会の縦覧に供する。

監査等委員会は必要に応じて各種会議の担当者に対して必要な調査、報告等を要請することができる。

内部監査室は、監査等委員会と緊密な連携を保持し、また、監査等委員会の要請に応じてその監査に協力する。

- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。

杉村グループの取締役全員（非常勤を除く。）と幹部社員で構成する内部統制委員会を設置し、現状の把握、不備・是正の検討、体制の見直し等を行い、適切な体制を整備する。

また、その体制の信頼性、適正性を維持・向上するため整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行うものとする。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における内部統制システムの主な運用状況については次のとおりであります。

### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款の適合性を確保するための取組み

取締役及び使用人が参加するコンプライアンス委員会において、法令及び定款遵守の実施状況、課題及び参考事例等を確認して情報の共有を行うとともに、重要事項について協議を行いました。また、同時に事業活動に悪影響を及ぼす損失の可能性のある様々なリスクを把握し、リスク低減策を策定、実行しました。

内部通報制度により、不正行為の防止及び早期発見のため当社に内部通報の専用窓口を設け、杉村グループの使用人等が直接通報することが可能となっています。また、内部通報制度の実効性及び信頼性を高めるため、杉村グループの使用人等に対しこの制度の周知に努めました。内部通報の内容は監査等委員会に報告されます。

### (2) 当社及び子会社の取締役の職務執行の効率性を確保するための取組み

毎月開催する経営会議において取締役の職務執行の効率性を確認し、意見交換を行って情報の共有を行いました。同会議には、重要な子会社の役員も出席し、業務執行状況の報告を受けてその職務執行の効率性を確認しました。出席した監査等委員から必要に応じ意見を求め、業務執行の遵法性の確保に努めました。経営会議の審議を経て行われる取締役会においては、社外の取締役が、独立的かつ客観的な立場から専門的な意見・提言を表明しました。また、これに加え重要な子会社の取締役会には当社の兼務取締役が出席し、必要な意見を述べました。

### (3) 企業集団における業務の適正を確保する取組み

子会社を含む合同のコンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会において、各社の課題と想定リスク及びそれらへの取組み状況等の報告を求め、意見交換と情報共有とともに明確な指示を行い、企業集団として業務の適正の確保に努めました。

また毎月開催される経営会議において、子会社の常勤取締役から各子会社の営業実績及び業務執行等の報告を受け、必要に応じ協議しました。また、杉村グループの常勤の取締役及び幹部社員により年2回開催される合同管理職会議において、杉村グループの事業結果の検証と目標設定を共有して、杉村グループの強化を図るとともに業務の適正に努めました。

(4) 監査等委員の実効的な監査を確保する取組み

監査等委員会は毎月開催され、杉村グループの業務遂行状況及び監査等に関する情報の共有を図りました。常勤監査等委員は、取締役会の他、経営会議、子会社報告会、合同管理職会議、コンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会に出席し、必要に応じ意見を述べました。また、常勤監査等委員は会議議事録、稟議書類、契約書、伝票類の閲覧、事業所のヒアリング監査、会計監査人及び内部監査室との連携を通して監査の実効性の確保に努めました。

(5) 財務報告の信頼性を確保するための取組み

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を鑑み、杉村グループの常勤取締役及び幹部社員から成る内部統制委員会を年2回開催し、内部監査室が事業所において行った内部監査に基づき、内部統制の有効性を評価しました。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は剰余金の配当について、配当政策を経営の重要課題のひとつとして位置付けており、財務基盤や今後の投資計画等を勘案して、安定配当を確保しながら機動的に実施することを基本方針としております。

この方針のもと、当事業年度の剰余金の配当は、昨年12月に1株につき3円の間配当を実施し、期末配当を1株につき3円50銭とさせていただきました。

今後も株主の皆様の期待に沿うべく、利益還元積極的に努める所存であります。

- 
1. 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。
  2. 記載金額には消費税は含まれておりません。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
<b>流 動 資 産</b>	<b>8,257,249</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,032,883</b>
現金及び預金	4,739,745	支払手形及び買掛金	367,019
受取手形及び売掛金	1,092,612	1年内返済予定の長期借入金	1,314,758
リース投資資産	2,314,325	未払金	310,390
繰延税金資産	49,145	リース債務	12,384
その他	65,322	未払法人税等	206,205
貸倒引当金	△3,901	未払消費税等	246,436
<b>固 定 資 産</b>	<b>16,685,401</b>	賞与引当金	167,066
<b>有形固定資産</b>	<b>14,088,320</b>	未払費用	250,374
建物及び構築物	8,683,039	その他の	158,249
機械装置及び運搬具	677,384	<b>固 定 負 債</b>	<b>10,056,422</b>
工具、器具及び備品	179,376	長期借入金	8,591,189
土地	4,521,172	長期預り金	241,854
リース資産	27,347	リース債務	22,443
<b>無形固定資産</b>	<b>327,019</b>	繰延税金負債	190,654
借地権	295,290	役員退職慰勞引当金	162,401
その他	31,729	厚生年金基金解散損失引当金	71,770
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,270,061</b>	退職給付に係る負債	738,093
投資有価証券	1,893,866	資産除去債務	34,144
繰延税金資産	139,537	その他の	3,870
その他の	258,044	<b>負 債 合 計</b>	<b>13,089,305</b>
貸倒引当金	△21,387	(純 資 産 の 部)	
<b>資 産 合 計</b>	<b>24,942,650</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>11,101,216</b>
		資 本 金	2,598,427
		資 本 剰 余 金	2,378,328
		利 益 剰 余 金	6,142,587
		自 己 株 式	△18,127
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>721,030</b>
		その他有価証券評価差額金	748,956
		退職給付に係る調整累計額	△27,926
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>31,099</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>11,853,345</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>24,942,650</b>

## 連 結 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		10,067,510
営 業 原 価		8,237,877
営 業 総 利 益		1,829,632
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		783,566
営 業 利 益		1,046,066
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	37,417	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	3,783	
そ の 他	52,665	93,866
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	126,644	
そ の 他	38,530	165,174
経 常 利 益		974,758
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	95,922	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	635,831	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	30,480	762,234
特 別 損 失		
減 損 損 失	370,917	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	750	371,668
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,365,324
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	382,319	
法 人 税 等 調 整 額	△138,005	244,314
当 期 純 利 益		1,121,010
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,121,010

## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成29年4月1日残高	2,551,755	2,326,703	5,141,125	△ 19,211	10,000,372
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行	46,672	46,482			93,154
剰余金の配当			△119,548		△119,548
親会社株主に帰属する当期純利益			1,121,010		1,121,010
自己株式の取得				△149	△149
自己株式の処分		5,142		1,233	6,376
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計	46,672	51,625	1,001,462	1,084	1,100,844
平成30年3月31日残高	2,598,427	2,378,328	6,142,587	△18,127	11,101,216

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
平成29年4月1日残高	828,334	△ 34,696	793,638	41,223	10,835,233
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行					93,154
剰余金の配当					△119,548
親会社株主に帰属する当期純利益					1,121,010
自己株式の取得					△149
自己株式の処分					6,376
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△79,377	6,769	△72,608	△10,124	△82,732
当連結会計年度中の変動額合計	△79,377	6,769	△72,608	△10,124	1,018,111
平成30年3月31日残高	748,956	△27,926	721,030	31,099	11,853,345

## 連 結 注 記 表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数は、杉村運輸㈱、杉村興産㈱及び杉村物流サービス㈱の3社であり、非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法の適用会社はありません。なお持分法適用会社であった近畿港運㈱について、当連結会計年度に当社が保有する全株式を売却したことにより、同社を持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

当社と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な資産である建物及び構築物の耐用年数は15～31年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）の償却年数は、社内における利用可能期間（5年）によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金……役員に支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

厚生年金基金解散損失引当金……一部の連結子会社は、厚生年金基金解散に伴い発生が見込まれる損失に備えるため、解散時の損失等の当連結会計年度末における合理的な見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により、発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 小規模企業における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に営業収益と営業原価を計上する方法によっております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、金融商品会計基準に定める特例処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象及びヘッジ方針

変動金利の長期借入金の一部について支払利息を固定化するために金利スワップを利用しております。

③ 有効性評価の方法

当該金利スワップの想定元本、利息の受払条件及び契約期間と変動金利の長期借入金の借入条件との比較など、金利スワップの特例処理の適用要件に照らして、ヘッジ有効性を評価しています。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 担保に供している資産及び対応する債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

有形固定資産 4,146,985千円

リース投資資産 1,437,921千円

対応する債務は次のとおりであります。

長期借入金 6,630,435千円

(1年以内返済予定分含む)

3. 偶発債務

大阪港営業所の一部賃借地の返還にあたり、倉庫の解体撤去費用等については連結計算書類に計上しておりますが、当該賃借地の復旧の範囲について土地賃貸人との交渉が継続しております。

このため、交渉の結果によっては追加負担が生じる可能性があります。

4. 有形固定資産の減価償却累計額 16,253,644千円

連結損益計算書に関する注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 減損損失

当社グループは以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場 所	用 途	種 類	金 額
大阪府大阪市	倉庫設備	建物、構築物等	370,917千円

(経緯)

大阪港営業所において倉庫の一部の取壊しを決定したことに伴い、除却する固定資産については帳簿価額を全額減額とし、当該減少額と既存建物等の解体費用を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物57,461千円、構築物等3,436千円、解体費用310,020千円であります。

(グルーピングの方法)

管理会計上の区分を基礎にしつつ、物流事業においては、保管・物流に関する荷主のニーズを複数の営業所で賄う特徴があることから、主要荷主を共有する近接した営業所に地理的一体性を認めてグルーピングしております。また、賃貸不動産については、投資の意思決定を行う際の単位を考慮し、個別物件ごとにグルーピングしております。

(回収可能価額の算定)

当該資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、倉庫設備についてはゼロとして評価しております。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式 16,236,310株
3. 剰余金の配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

平成29年4月28日の取締役会において次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	71,498千円
1株当たりの配当額	4円50銭
基準日	平成29年3月31日
効力発生日	平成29年6月8日

平成29年10月27日の取締役会において次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	48,050千円
1株当たりの配当額	3円00銭
基準日	平成29年9月30日
効力発生日	平成29年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

平成30年4月27日の取締役会において次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	56,593千円
1株当たりの配当額	3円50銭
配当原資	利益剰余金
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年6月7日

4. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数
- |      |         |
|------|---------|
| 普通株式 | 68,000株 |
|------|---------|

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入れにより設備資金及び運転資金を調達しております。一部の長期借入金は、金利変動リスクのヘッジ手段として金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しておりますが、投機的なデリバティブ取引は行っておりません。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、これらの管理については、売掛金滞留システムによって取引先ごとの残高、期日管理を行っており、随時、滞留状況を正確に把握するとともに、信用状況の変化にすぐに対応できる体制となっております。

投資有価証券である株式は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (※)	時 価 (※)	差 額
(1) 現金及び預金	4,739,745	4,739,745	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,092,612	1,092,612	—
(3) リース投資資産	2,314,325	2,366,593	52,268
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	1,552,117	1,552,117	—
(5) 支払手形及び買掛金	(367,019)	(367,019)	—
(6) 長期借入金	(9,905,947)	(9,991,967)	△86,020
(7) デリバティブ取引	—	—	—

(※) 負債に計上されているものについて ( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース投資資産

時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(7)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 341,749千円)は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## 賃貸等不動産に関する注記

当社では、大阪府及び神奈川県において、賃貸用のオフィスビル、倉庫を所有しております。これら賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額			当期末の時価
	当期首残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸等不動産	2,369,169	△298,049	2,071,120	5,177,154
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	769,884	6,854	776,739	1,749,366

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期増減額のうち、主な増加額は賃貸契約面積の増加73,936千円、設備の改修工事51,839千円等によるものであります。

(注3) 当期増減額のうち、主な減少額は土地等の売却302,441千円、設備の改修に伴う除却511千円、減価償却による簿価114,018千円等によるものであります。

(注4) 当期末の時価は主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については自社で指標等を用いて調整を行い、合理的に算定した金額であります。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する当連結会計年度における損益は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	賃貸収益	賃貸費用	差額	その他(売却益)
賃貸等不動産	521,857	99,486	422,371	95,922
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	275,559	24,266	251,292	—

(注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の子会社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は、計上されておりません。なお、当該不動産に係る費用(減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等)については、賃貸費用に含まれております。

## 一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たりの純資産額	731円14銭
一株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	
連結貸借対照表の純資産の部の合計額	11,853,345千円
普通株式に係る純資産額	11,822,246千円
連結貸借対照表の純資産の部の合計額と一株当たり純資産額算定に用いられた普通株式に係る連結会計年度末の純資産額との差額	31,099千円
普通株式の期末発行済株式数	16,236,310株
普通株式の自己株式数	66,685株
一株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	16,169,625株
2. 一株当たり当期純利益金額	69円98銭
一株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。	
連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	1,121,010千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	1,121,010千円
普通株式の期中平均株式数	16,020,032株

## 貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>6,065,450</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,507,700</b>
現金及び預金	3,134,843	買掛金	320,921
売掛金	578,225	1年内返済予定の長期借入金	1,314,758
リース投資資産	2,314,325	未払金	302,186
前払費用	13,159	リース債務	12,384
立替金	21,967	未払費用	68,366
その他金	6,830	未払法人税等	134,242
貸倒引当金	△3,901	未払消費税等	207,937
<b>固定資産</b>	<b>16,474,388</b>	繰延税金負債	32,795
<b>有形固定資産</b>	<b>13,820,342</b>	預り金	10,374
建物	8,250,667	賞与引当金	63,209
構築物	417,364	その他	40,524
機械及び装置	438,421	<b>固定負債</b>	<b>10,086,745</b>
車両運搬具	11,368	長期借入金	9,091,189
工具、器具及び備品	154,000	長期預り金	241,854
土地	4,521,172	リース債務	22,443
リース資産	27,347	繰延税金負債	202,967
<b>無形固定資産</b>	<b>318,582</b>	退職給付引当金	357,431
借地権	295,290	役員退職慰労引当金	132,844
その他	23,292	資産除去債	34,144
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,335,464</b>	その他	3,870
投資有価証券	1,814,550	<b>負債合計</b>	<b>12,594,446</b>
関係会社株	340,040	<b>(純資産の部)</b>	
長期貸付金	1,830	<b>株主資本</b>	<b>9,188,391</b>
長期前払費用	14,569	資本金	2,598,427
その他の	165,861	資本剰余金	2,373,185
貸倒引当金	△1,387	資本準備金	693,437
		その他資本剰余金	1,679,748
		<b>利益剰余金</b>	<b>4,234,906</b>
		その他利益剰余金	4,234,906
		特別償却準備金	86,929
		配当準備積立金	172,000
		買換資産圧縮積立金	196,387
		繰越利益剰余金	3,779,588
		<b>自己株式</b>	<b>△18,127</b>
		評価・換算差額等	725,901
		その他有価証券評価差額金	725,901
		<b>新株予約権</b>	<b>31,099</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>9,945,392</b>
<b>資産合計</b>	<b>22,539,838</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>22,539,838</b>

## 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		6,365,380
営 業 原 価		5,070,963
営 業 総 利 益		1,294,417
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		572,529
営 業 利 益		721,887
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	486,624	
そ の 他	40,431	527,055
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	128,189	
そ の 他	33,675	161,865
経 常 利 益		1,087,077
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	95,922	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	117,879	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	635,831	849,634
特 別 損 失		
減 損 損 失	370,917	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	750	371,668
税 引 前 当 期 純 利 益		1,565,043
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	252,865	
法 人 税 等 調 整 額	△121,786	131,078
当 期 純 利 益		1,433,964

# 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					特別償却準備金	配当準備積立金	買換資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
平成29年4月1日残高	2,551,755	646,954	1,679,748	2,326,703	115,739	172,000	199,217	2,433,532	2,920,489
事業年度中の変動額									
新株の発行	46,672	46,482		46,482					—
剰余金の配当								△119,548	△119,548
特別償却準備金の取崩					△28,810			28,810	—
買換資産圧縮積立金の取崩							△2,829	2,829	—
当期純利益								1,433,964	1,433,964
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	46,672	46,482	—	46,482	△28,810	—	△2,829	1,346,056	1,314,416
平成30年3月31日残高	2,598,427	693,437	1,679,748	2,373,185	86,929	172,000	196,387	3,779,588	4,234,906

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成29年4月1日残高	△ 17,978	7,780,970	811,353	811,353	41,223	8,633,546
事業年度中の変動額						
新株の発行		93,154				93,154
剰余金の配当		△119,548				△119,548
特別償却準備金の取崩		—				—
買換資産圧縮積立金の取崩		—				—
当期純利益		1,433,964				1,433,964
自己株式の取得	△149	△149				△149
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△85,451	△85,451	△10,124	△95,575
事業年度中の変動額合計	△149	1,407,421	△85,451	△85,451	△10,124	1,311,846
平成30年3月31日残高	△18,127	9,188,391	725,901	725,901	31,099	9,945,392

## 個 別 注 記 表

### 重要な会計方針

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### 2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な資産である建物及び構築物の耐用年数は15～31年であります。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しています。なお、ソフトウェア（自社利用分）の償却年数は、社内における利用可能期間（5年）によっております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

退職給付引当金……従業員に支給する退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により発生翌事業年度から費用処理することとしております。未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

役員退職慰労引当金……役員に支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に営業収益と営業原価を計上する方法によっております。

5. ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、金融商品会計基準に定める特例処理を行っております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象及びヘッジ方針

変動金利の長期借入金の一部について支払利息を固定化するために金利スワップを利用しております。

③有効性評価の方法

当該金利スワップの想定元本、利息の受払条件及び契約期間と変動金利の長期借入金の借入条件との比較など、金利スワップの特例処理の適用要件に照らして、ヘッジ有効性を評価しております。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社に対する短期金銭債権 5,647千円  
     短期金銭債務 234,077千円  
     長期金銭債務 500,000千円
3. 担保に供している資産及び対応する債務  
     担保に供している資産は次のとおりであります。  
         有形固定資産 4,146,985千円  
         リース投資資産 1,437,921千円  
     対応する債務は次のとおりであります。  
         長期借入金 6,630,455千円  
         (1年以内返済予定分含む)
4. 偶発債務  
     大阪港営業所の一部賃借地の返還にあたり、倉庫の解体撤去費用等については計算書類に計上しておりますが、当該賃借地の復旧の範囲について土地賃貸人との交渉が継続しております。  
     このため、交渉の結果によっては追加負担が生じる可能性があります。
5. 有形固定資産の減価償却累計額 15,276,211千円
6. 取締役等に対する金銭債務 3,870千円

## 損益計算書に関する注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 営業収益の内訳 保管料 1,345,157千円  
     荷役荷捌料 1,992,210千円  
     運送料 1,458,354千円  
     賃貸料 1,439,438千円  
     その他 130,220千円  
     合計 6,365,380千円
3. 営業原価の内訳 賃借及び使用料 210,934千円  
     荷役荷捌費 1,345,946千円  
     運送費 1,396,181千円  
     租税公課 292,800千円  
     人件費 589,133千円  
     減価償却費 685,464千円  
     その他 550,503千円  
     合計 5,070,963千円

4. 関係会社との取引高	営業収益	251,004千円
	営業原価他	1,832,135千円
	営業外収益	451,277千円

#### 5. 減損損失

当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	金 額
大阪府大阪市	倉庫設備	建物、構築物等	370,917千円

(経緯)

大阪港営業所において倉庫の一部の取壊しを決定したことに伴い、除却する固定資産については帳簿価額を全額減額とし、当該減少額と既存建物等の解体費用を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物57,461千円、構築物等3,436千円、解体費用310,020千円であります。

(グルーピングの方法)

管理会計上の区分を基礎にしつつ、物流事業においては、保管・物流に関する荷主のニーズを複数の営業所で賄う特徴があることから、主要荷主を共有する近接した営業所に地理的一体性を認めてグルーピングしております。また、賃貸不動産については、投資の意思決定を行う際の単位を考慮し、個別物件ごとにグルーピングしております。

(回収可能価額の算定方法)

当該資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、倉庫設備についてはゼロとして評価しております。

#### 株主資本等変動計算書に関する注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数  
普通株式 66,685株
- 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数  
普通株式 68,000株

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

### 繰延税金資産

賞与引当金	19,317千円
退職給付引当金	109,374千円
役員退職慰労引当金	41,834千円
減損損失	413,742千円
投資有価証券評価損	21,799千円
ゴルフ会員権評価損	64,537千円
その他	46,920千円
小計	717,525千円
評価性引当額	△442,697千円

### 繰延税金資産合計

274,828千円

### 繰延税金負債

買換資産圧縮積立金	△86,620千円
特別償却準備金	△38,219千円
その他有価証券評価差額金	△307,350千円
その他	△78,401千円

### 繰延税金負債合計

△510,591千円

### 繰延税金負債純額

△235,763千円

## 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	杉村運輸㈱	直接100%	当社の受託 貨物の運送 役員の兼任	運送料他の 支払	1,683,329	買掛金及び 未払費用	221,159
				資金の返済	450,000	長期借入金	500,000
				利息の支払	1,545		

1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 運送料金その他の取引条件については、第三者との通常取引と同様に決定しております。

## 一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たりの純資産額	613円14銭
一株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	
貸借対照表の純資産の部の合計額	9,945,392千円
普通株式に係る純資産額	9,914,293千円
貸借対照表の純資産の部の合計額と一株当たり純資産額 算定に用いられた普通株式に係る当事業年度末の純資産 額との差額	
	31,099千円
普通株式の期末発行済株式数	16,236,310株
普通株式の自己株式数	66,685株
一株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	16,169,625株
2. 一株当たり当期純利益金額	89円49銭
一株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。	
損益計算書上の当期純利益	1,433,964千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	1,433,964千円
普通株式の期中平均株式数	16,023,734株

独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

株式会社 杉 村 倉 庫  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 谷 上 和 範 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上 田 美 穂 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社杉村倉庫の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社杉村倉庫及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

株式会社 杉 村 倉 庫  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 谷 上 和 範 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上 田 美 穂 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社杉村倉庫の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第155期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第155期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社についても、重要な会議に出席し、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、重要な書類を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月21日

株式会社杉村倉庫 監査等委員会

常勤監査等委員 稲井 博 文 ㊟

常勤監査等委員 澤田 司 ㊟

監査等委員 吉井 宏 ㊟

(注) 監査等委員 澤田司及び吉井宏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

**第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、新たに1名を増員して社外取締役候補者を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会においては異論のない旨を確認しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	柴 山 恒 晴 (昭和34年11月27日生)	昭和57年 4月 野村證券株式会社入社 平成15年 4月 同社新潟支店長 平成18年 7月 同社人事部長 平成20年 4月 同社執行役人事担当 平成22年 4月 同社常務 平成23年 6月 当社代表取締役副社長 平成24年 6月 当社代表取締役社長(現任)	47,458株
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、平成24年6月に代表取締役社長に就任以来、当社の経営を牽引してまいりました。経営者としての豊富な経験と幅広い人脈により当社事業に大きく寄与していることから、取締役候補者といたしました。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
2	たけ たに まさ ひこ 竹 谷 仁 彦 (昭和32年7月18日生)	昭和56年 4月 当社入社 平成14年 4月 当社首都圏営業部長 平成18年 6月 当社取締役 平成25年 4月 当社常務取締役 平成26年 6月 当社代表取締役常務取締役 平成28年 6月 当社代表取締役専務取締役(現任) <現在の担当> 営業部門担当 <重要な兼職の状況> 杉村運輸株式会社取締役 杉村物流サービス株式会社取締役	74,980株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、各部門の要職を歴任し、平成18年6月からは取締役として当社経営を牽引してまいりました。平成28年6月に代表取締役専務に就任し、長年培った経験を基にリーダーシップを発揮して企業価値を一層高めていることから、取締役候補者といたしました。			
3	き えき ゆう ぞう 佐 伯 祐 三 (昭和32年7月7日生)	昭和55年 4月 当社入社 平成18年 4月 当社大阪営業部長 平成19年 6月 当社取締役 平成28年 6月 当社常務取締役(現任) <現在の担当> 管理部門担当、総務部長、経営企画部長 <重要な兼職の状況> 杉村興産株式会社取締役	32,755株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、各部門の要職を歴任し、平成19年6月からは取締役として当社経営を牽引してまいりました。平成28年6月に常務取締役に就任し、現在は管理部門を統括しており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
4	あん ざい し ろう 安 西 史 朗 (昭和32年7月14日生)	昭和56年 4月 当社入社 平成18年 4月 当社経理部長 平成20年 6月 当社取締役(現任) <現在の担当> 管理部門副担当、経理部長 <重要な兼職の状況> 杉村興産株式会社代表取締役社長	30,396株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、当社の経理部門での経験が長く、現在は取締役経理部長を務めるとともに管理部門副担当として貢献しています。豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役候補者となりました。		
5	の せ みつ ひこ 野 瀬 光 彦 (昭和30年3月22日生)	昭和56年10月 東京杉村運輸株式会社 (現 杉村運輸株式会社) 入社 平成12年 6月 同社業務部長 平成18年 4月 杉村運輸株式会社管理本部長 平成21年 6月 同社取締役関東支店長 平成26年 6月 同社常務取締役 平成27年 6月 同社代表取締役社長(現任) 当社取締役(現任)	12,065株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、長年にわたり運送事業に従事し、平成27年6月からは杉村運輸株式会社代表取締役社長として当社グループの物流事業の一翼を担っています。運送・物流部門の専門家として豊富な経験と知識を有していることから、取締役候補者となりました。		
6	にし ひろ かず 西 宏 和 (昭和35年6月8日生)	昭和60年 4月 当社入社 平成26年 7月 当社大阪港営業所長 平成28年 4月 当社大阪営業部長 平成28年 6月 当社取締役(現任) <現在の担当> 営業部門副担当、大阪営業部長、業務部長 <重要な兼職の状況> 杉村物流サービス株式会社代表取締役社長	18,553株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、長年にわたり営業部門に従事し、関東・関西の営業所長を歴任するとともに、杉村物流サービス株式会社代表取締役社長として物流の効率化にも努めてまいりました。現場に精通した豊富な経験と知識を有していることから、取締役候補者となりました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
7	みやがわ ひさお 夫 宮川 壽 (昭和35年4月7日生)	昭和60年 4月 野村証券株式会社 入社 平成13年 9月 米国トムソンコーポレーション株式会社 入社 平成19年 8月 野村証券株式会社 入社 平成22年 4月 大阪市立大学大学院経営学研究科 専任講師 平成22年10月 同 准教授 平成26年 4月 同 教授(現任) 平成27年 6月 当社取締役(現任)	0株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、長年、金融機関で重要職務に従事し、現在は大阪市立大学大学院経営学研究科教授として経営学分野を研究されており、豊富な知識と高い見識を有していることから、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は社外取締役として本総会終結の時をもって3年となります。</p>			
8	ふくにし やすひと 人 福西 康 (昭和39年4月11日生)	昭和63年 4月 野村証券株式会社 入社 平成18年 7月 同社渋谷支店長 平成21年 4月 同社京都支店長 平成23年 4月 同社執行役員 営業部門 首都圏地区担当 平成26年 4月 同社執行役員 営業部門 近畿地区担当 平成27年 4月 同社常務執行役員 ウェルス・マネジメント・ヘッド 平成28年 4月 同社常務 名古屋駐在兼名古屋支店長 平成30年 4月 同社顧問(現任)	0株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、金融業界出身者として金融や財務に係る高度な知識や幅広い知見を有しており、長年培った知識、経験、能力等が当社の経営に資するものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 所有する当社の株式の数には、役員持株会名義で所有する持分株数を含んでおります。  
3. 宮川壽夫氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。  
4. 宮川壽夫氏は、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、責任限定契約を継続する予定です。

**第2号議案** 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役稲井博文、澤田司の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	いな 井 ひろ ふみ 稲 井 博 文 (昭和31年1月21日)	昭和63年 6月 当社入社 平成 8年11月 当社神戸摩耶営業所長 平成 9年12月 当社総務部人事課長 平成25年 4月 当社経営企画部長 平成26年 6月 当社常勤監査役 平成28年 6月 当社監査等委員である取締役(現任)	17,248株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、長年にわたり人事等の管理部門の経験を有するとともに、常勤監査役、監査等委員である取締役を務めるなど、豊富な経験と広い知識を有しており、今後も適切に監査・監督の職務を執行するものと判断し、取締役候補者としたしました。</p>			
2	さわ だ つかさ 澤 田 司 (昭和31年 6月27日)	昭和54年 4月 野村證券株式会社入社 平成21年 4月 同社名古屋総務部長 平成23年 7月 同社営業総務部長 平成24年 7月 同社総務部長 平成26年 4月 野村ビジネスサービス株式会社 取締役 平成26年 6月 当社監査役 平成28年 6月 当社監査等委員である取締役(現任)	2,000株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、長年、金融機関で重要な職務に従事し、豊富で高い知識を有しており、これまで監査役、監査等委員である取締役として客観的・中立的な立場からの確かな提言を頂いております。今後も適切に監査・監督の職務を執行頂けるものと判断し、社外取締役候補者としたしました。なお、同氏は監査等委員である社外取締役として本総会終結の時をもって2年となります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 澤田司氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は野村ホールディングス株式会社の子会社であり、同社の子会社である野村證券株式会社及び野村ビジネスサービス株式会社は当社の特定関係事業者であります。澤田司氏の過去5年間の野村證券株式会社及び野村ビジネスサービス株式会社における業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
4. 稲井博文、澤田司の両氏とは、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、責任限定契約を継続する予定です。

以 上

# 株主総会会場のご案内

- 会場 大阪市港区福崎1丁目1番57号  
株式会社 杉村倉庫 本店会議室
- 交通 バス 夕風バス停下車徒歩約5分  
J R 大阪環状線 弁天町駅下車徒歩約20分  
大阪メトロ 中央線 弁天町駅下車徒歩約20分  
朝潮橋駅下車徒歩約12分

